目次

1　制度 4

Q1-1　不足額給付とは何か。 4

Q1-2　令和６年分の源泉徴収票に、「控除済額」と「控除外額」が記載されていた。それぞれはどういう意味か。この「控除外額」に記載されている金額が給付されるのか。 4

Q1-3　令和６年分の源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額（４万円×（本人＋扶養親族数））にならないのはなぜか。 4

Q1-4　受給した不足額給付金は課税の対象となるか。 4

Q1-5「個人住民税を課税している自治体」と「住民登録している自治体」とが異なる場合は、不足額給付はどこから支給されるのか。 5

Q1-6　控除対象配偶者および扶養親族とは、誰のことか。 5

Q1-7　税法上の扶養人数（被扶養者数）の確認方法はあるか。 5

Q1-8　令和６年度個人住民税と令和６年分所得税の被扶養者の数が異なる場合は、どちらの扶養人数で定額減税可能額は計算するのか。 5

2　対象 5

Q2-1　私は不足額給付の対象になるか。 5

Q2-2　外国人は、不足額給付の対象となるか。 5

Q2-3　条例により令和６年度個人住民税が免除された場合は、不足額給付の対象となるか。 6

Q2-4　住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けている納税者についてはどうなるのか。. 6

Q2-5　所得税は住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）ですべて還付され、０円となったが、不足額給付はどうなるのか。 6

Q2-6　昨年の６月以降に支給された当初調整給付を受けていなくても、不足額給付を受けることはできるか。 6

Q2-7　令和５年 12 月 31 日時点では親の扶養に入っていたが、就職して令和６年分所得税が課税された。不足額給付の対象になるか。 6

Q2-8　令和５年中と令和６年中の所得税の合計所得金額はそれぞれ 48 万円超だが、各種控除を適用した結果、令和６年分所得税額と令和６年度個人住民税所得割額はともに０円である（所得税・個人住民税所得割ともに定額減税前）。不足額給付の支給はあるか。 6

Q2-9　事業専従者だが、令和６年分の所得税額及び令和６年度個人住民税所得割額が０円(いずれも定額減税前)のため、定額減税の対象とはならなかった。この場合、不足額給付を受けることはできるか。 7

Q2-10　令和５年中は納税者である配偶者の専従者だったが、令和６年に事業の廃止に伴って専従者ではなくなった。私の令和６年中の所得は 48 万円を超えていたが、自分自身が障害者のため所得税・個

人住民税ともに非課税である。この場合、不足額給付はもらえるか。........ 7
Q2-11 退職により、令和６年中(令和６年１月１日から 12 月 31 日の間)の収入が、令和５年中(令和５年１月１日から 12 月 31 日の間)の収入と比べて、大きく減った。令和６年度に実施された当初調整給付の対象ではなかったが、不足額給付はもらえるか。........ 7
Q2-12 令和７年度の住民税が非課税でも不足額給付はもらえるか。........ 8
Q2-13 令和６年度は非課税であり、非課税等の世帯給付を受給したが、令和６年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生した。不足額給付を受けることはできるか。........ 8
Q2-14 令和５年度は非課税であり、非課税の世帯給付を受給したが、令和６年度は課税となり調整給付を受給した。不足額給付も受けることはできるか。........ 8
Q2-15 令和６年中に海外から転入し、令和６年分所得税が発生した。定額減税が引ききれなかった場合は不足額給付の対象となるか。........ 8
Q2-16 当初調整給付を受給した後に申告を修正し、給付額に不足がある。令和６年中に出国したが、不足額給付はどうなるか。........ 8
Q2-17 事務処理基準日（令和７年６月２日）を過ぎてから申告（または修正）し、所得税額が発生したが、定額減税しきれない額があった。不足額給付はもらえるか。........ 8
Q2-18 支給対象者が死亡した場合はどうしたらよいか。........ 9
Q2-19 給付対象者Ⅱの要件とされている「合計所得金額が 48 万円を超える」とはどのくらいの収入か。........ 9
Q2-20 租税条約に基づいて給与所得には課税の免除が適用されている。会社から発行された源泉徴収票には、「源泉徴収時所得税減税控除済額０円、控除外額 30,000 円」と記載されていた。私は 30,000 円の不足額給付金をもらえるのか。........ 9

3 申請 **9**

Q3-1 不足額給付を受けるために、申請は必要か。........ 9
Q3-2 自分は対象者だと思うが、申請書類が届かない。どうしたらよいか。........ 10
Q3-3 長期出張等により、不足額給付に関する書類の送付先を変更したいが、どうしたらよいか。........ 10

4 給付 **10**

Q4-1 不足額給付の開始はいつからか。........ 10
Q4-2 不足額給付の金額は具体的にどのように決まるのか。........ 10
Q4-3 令和６年中に扶養していた親族が転出により減っている。給付額は変わるのか。........ 11
Q4-4 令和６年中に扶養していた親族が死亡した。給付額は変わるのか。........ 11
Q4-5 令和６年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた。給付額は変わるのか。........ 11
Q4-6 令和７年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた。給付額は変わるのか。........ 11
Q4-7 令和６年度個人住民税に税額修正があり、令和６年度個人住民税所得割額が減少した。この場合、定額減税で引ききれない額が新たに生じた際に、不足額給付の支給はあるか。........ 12
Q4-８ 確定申告書や源泉徴収票と支給案内書や確認書に記載されている内容（扶養親族数等）に

相違があるのはなぜか。 12
Q4-９　令和５年分よりも令和６年分の所得税のほうが減少しているのに通知が来ないのはなぜか。.. 12
Q4-10　不足額給付Ⅱには扶養親族数分は反映されないのか。 12

5　その他 12

Q5-1　所得税の定額減税については、勤め先の給与や公的年金等の源泉徴収の際に減税されると聞いていますが、定額減税で引ききれないと見込まれる場合の給付はいつ、どこからされるのか。 12
Q5-2　源泉徴収票はどこでもらえるか。 13
Q5-3　不足額給付を受けるために確定申告は必要か。 13
Q5-4　令和６年分の確定申告をした。不足額給付の対象となるかはどこを見れば分かるか。 13
Q5-5　勤務先に扶養控除申告書を提出する際に、扶養者を書き間違えた（書き漏らした）場合はどうすればよいか。 13
Q5-6　不足額給付を受給した後に税額の更正や修正申告を行った場合、不足額給付額も追加で支給されたり、返還が必要なのか。 13
Q5-7《神戸市からの転出者》当初調整給付の支給額を記載した書類を紛失した。再発行してもらえるか。 14
Q5-8　給付金の申請状況はどのように確認できますか。 14
Q5-9　振り込まれた際、通帳にはどのように記載されますか。 14

＜参考＞

・本 Q&A は 内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置－よくあるご質問」を加工して作成しています。内閣官房ホームページもあわせてご参照ください。

１　制度

Q1-1　不足額給付とは何か。

「不足額給付」とは、次の①もしくは②の事情により、令和６年度に実施した「定額減税に伴う調整給付金（以下、「当初調整給付金」もしくは「当初調整給付」という。）の支給額に不足が生じる場合に、令和７年度に追加で給付を行うものです。

① 当初調整給付金の算定に際し、令和５年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和６年分所得税および定額減税の実績額等が確定したことで、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた場合。

② 本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった場合。

Q1-2　令和６年分の源泉徴収票に、「控除済額」と「控除外額」が記載されていた。それぞれはどういう意味か。この「控除外額」に記載されている金額が給付されるのか。

源泉徴収票に印字されている「控除済額」は定額減税を実施して所得税から控除した減税額のことです。

また、「控除外額（控除していない額）○○○○円」は、所得税控除不足額（所得税から控除しきれなかった額）を表しており、令和７年に実施する不足額給付金の額を算出する際に用います。

ただし、「控除外額」に記載された金額と不足額給付の額は必ずしも一致するものではありません。

＜控除外額＝不足額給付額とならない例＞

・令和６年夏ごろに実施された「当初調整給付金」の対象となっていた場合

・源泉徴収票の記載以外にも収入がある場合

・令和６年度住民税所得割額及び令和６年分所得税額（いずれも定額減税前）がともに０円　等

Q1-3　令和６年分の源泉徴収票に記載された「控除済額」と「控除外額」を合算しても、定額減税可能額（４万円×（本人＋扶養親族数））にならないのはなぜか。

令和６年分の源泉徴収票には、所得税分の定額減税についてのみ記載されており、令和６年度個人住民税分の定額減税については、含まれていないためです。

住民税分の定額減税については、「令和６年度　市民税・県民税　税額決定通知書」等をご確認ください。

＜参考：定額減税可能額の考え方＞

所得税分の定額減税可能額：３万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）

個人住民税分の定額減税可能額：１万円×（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）

Q1-4　受給した不足額給付金は課税の対象となるか。

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令」に基づき非

課税であり、差押え等ができないものとなります。また、生活保護制度においても、今回の給付は収入として認定しないこととされています。

Q1-5「個人住民税を課税している自治体」と「住民登録している自治体」とが異なる場合は、不足額給付はどこから支給されるのか。
令和７年度個人住民税を課税している自治体から支給されます。

Q1-6 控除対象配偶者および扶養親族とは、誰のことか。
税法上の「扶養親族」となっている方です（16 歳未満の年少扶養親族も含みます）。
（注）同一生計配偶者のうち、合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者のことを控除対象配偶者といいます。
（注）国外居住者は除きます。また、配偶者特別控除の適用を受ける配偶者は該当しません。
（注）青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている方および白色申告者の事業専従者の方は該当しません。

Q1-7 税法上の扶養人数（被扶養者数）の確認方法はあるか。
個人住民税の通知書、源泉徴収票または確定申告書で、届出状況を確認することができます。

Q1-8 令和 6 年度個人住民税と令和 6 年分所得税の被扶養者の数が異なる場合は、どちらの扶養人数で定額減税可能額は計算するのか。
個人住民税は令和 5 年 12 月 31 日時点、所得税は令和 6 年 12 月 31 日時点の扶養人数と、それぞれ時点が異なります。定額減税可能額は、どちらか一方の扶養人数を使用するのではなく、税種別ごとに各々の扶養人数を基に計算します。

2 対象

Q2-1 私は不足額給付の対象になるか。
不足額給付の対象となる方には、令和７年７月末以降、給付金額を記載した書類を送付予定です。ただし、対象要件によっては、自ら申請書を取り寄せていただくことが必要な方もいますので「定額減税に伴う不足額給付金（神戸市ホームページ）」をご確認ください。
申請の手続き等に関する最新の情報は、ホームページや広報紙 KOBE で適宜お知らせしますのでご確認ください。

Q2-2 外国人は、不足額給付の対象となるか。
外国人か日本人かに関わらず、令和 7 年 1 月 1 日時点で国内居住者であれば、対象となる場合があります。

Q2-3 条例により令和 6 年度個人住民税が免除された場合は、不足額給付の対象となるか。

条例により令和 6 年度個人住民税が免除されている場合でも、令和 7 年 1 月 1 日時点で国内居住者であれば、対象となる場合があります。

なお、条例による免除は、定額減税後の個人住民税に対して行いますので、免除前の個人住民税について所得割が課税されていた場合は、定額減税の対象になり、減税しきれないと見込まれたときは所得税分と合わせて、令和 6 年度に調整給付金を支給しています。

Q2-4 住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けている納税者についてはどうなるのか。

住宅ローン控除など税額控除後の所得税額から定額減税で引ききれない額を、不足額給付で支給します。

ただし、令和 6 年の夏頃に実施された当初調整給付金の対象であった場合は、税額控除後の所得税額から定額減税で引ききれない額と、当初調整給付金の差額が支給されます。

Q2-5 所得税は住宅借入金特別控除（住宅ローン控除）ですべて還付され、0 円となったが、不足額給付はどうなるのか。

定額減税前の所得税額が 0 円となった場合は、所得税の定額減税の対象外となります。住民税も同様に定額減税前所得割額が 0 円であれば定額減税対象外です。所得税・住民税ともに定額減税の対象外であれば、調整給付や【不足額給付Ⅰ】の対象とはなりません。

（注）【不足額給付Ⅱ】の対象となる可能性があります。

Q2-6 昨年の 6 月以降に支給された当初調整給付を受けていなくても、不足額給付を受けることはできるか。

不足額給付の対象要件を満たしていれば、（給付対象外で当初調整給付を受給していなかったとしても、）不足額給付を受給することができます。

ただし、当初調整給付の受給対象であったが受給されなかった場合、不足額給付の支給時に受け取ることができるのは不足額給付支給分のみであり、当初調整給付分を上乗せして受給することはできません。

Q2-7 令和 5 年 12 月 31 日時点では親の扶養に入っていたが、就職して令和 6 年分所得税が課税された。不足額給付の対象になるか。

令和 5 年は無収入だった場合でも令和 6 年分所得税が課税された場合は、所得税が定額減税の対象となります。また、減税しきれなかったときは、個人住民税分と合わせて、不足額給付の対象となります。

Q2-8 令和 5 年中と令和 6 年中の所得税の合計所得金額はそれぞれ 48 万円超だが、各種控除を適用した結果、令和 6 年分所得税額と令和 6 年度個人住民税所得割額はともに 0 円である（所得

税・個人住民税所得割ともに定額減税前）。不足額給付の支給はあるか。

原則として、合計所得金額が 48 万円超の方で所得税や個人住民税所得割が生じている方は、ご自身が定額減税の対象となりますが、各種控除の適用により所得税、個人住民税所得割の税額がいずれもないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない方については、1 人あたり最大 4 万円の支援が行われるよう不足額給付（【不足額給付Ⅱ】）の対象としています。

（注）当初調整給付や低所得世帯向け世帯給付（令和 5 年度（非課税世帯 7 万円、均等割のみ課税世帯 10 万円）及び令和 6 年度（非課税・均等割のみ課税世帯 10 万円）給付金、以下「低所得世帯向け世帯給付」という。）の対象だった場合は【不足額給付Ⅱ】の給付対象となりません。

Q2-9 事業専従者だが、令和 6 年分の所得税額及び令和 6 年度個人住民税所得割額が 0 円(いずれも定額減税前)のため、定額減税の対象とはならなかった。この場合、不足額給付を受けることはできるか。

所得税、個人住民税所得割の税額がないことによって本人としての定額減税が受けられず、扶養親族等としての定額減税の対象にも制度上含まれない事業専従者の方については、1 人あたり最大 4 万円の支援が行われるよう調整給付（【不足額給付Ⅱ】）の対象としています。

（注）当初調整給付や低所得世帯向け給付の対象だった場合は給付対象となりません。

Q2-10 令和 5 年中は納税者である配偶者の専従者だったが、令和 6 年に事業の廃止に伴って専従者ではなくなった。私の令和 6 年中の所得は 48 万円を超えていたが、自分自身が障害者のため所得税・個人住民税ともに非課税である。この場合、不足額給付はもらえるか。

低所得世帯向け給付の対象ではなかった場合、【不足額給付Ⅱ】に該当する可能性があります。

Q2-11 退職により、令和 6 年中(令和 6 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間)の収入が、令和 5 年中(令和 5 年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間)の収入と比べて、大きく減った。令和 6 年度に実施された当初調整給付の対象ではなかったが、不足額給付はもらえるか。

令和 6 年度に実施した当初調整給付の対象にならなかった方でも、令和 6 年中の収入及び所得税が確定し、定額減税しきれない場合には、不足額給付の対象となる可能性があります。ただし、令和 6 年度住民税所得割額及び令和 6 年分所得税額（いずれも定額減税前）がともに 0 円の場合は、不足額給付の対象外となります。

申請手続き等に関する最新の情報は、ホームページや広報紙 KOBE で適宜お知らせしますので、ご確認ください。

なお、住民税分の給付金につきましては、令和 6 年度住民税課税情報（令和 5 年中の収入や扶養親族数等）によって決定いたしますので、追加の給付はございません。

Q2-12 令和７年度の住民税が非課税でも不足額給付はもらえるか。

令和 7 年度住民税が非課税もしくは均等割のみ課税されている人でも、下記の①もしくは②に該当する場合は不足額給付の対象となる可能性があります。

① 令和６年分の所得税が発生していて、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合

② 令和６年度個人住民税の定額減税の対象であり、かつ当初調整給付額に不足が生じていた場合

（注）住民税は翌年度課税、所得税は現年課税のため、課税の年が１年ずれます。

（注）例に示した以外に、事業専従者や合計所得金額 48 万円超の方のうち、条件を満たす方は不足額給付の対象となります。

Q2-13 令和６年度は非課税であり、非課税等の世帯給付を受給したが、令和６年中に収入があり、所得税から定額減税しきれない額が発生した。不足額給付を受けることはできるか。

不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。

（令和 6 年度非課税世帯等への 10 万円給付と、今回の定額減税に伴う不足額給付は併給可能です。）

Q2-14 令和５年度は非課税であり、非課税の世帯給付を受給したが、令和６年度は課税となり調整給付を受給した。不足額給付も受けることはできるか。

不足額給付の支給要件を満たしていれば併給可能です。

（令和５年度非課税世帯への７万円給付・均等割のみ課税世帯への 10 万円給付と、今回の定額減税に伴う不足額給付は併給可能です。）

Q2-15 令和６年中に海外から転入し、令和６年分所得税が発生した。定額減税が引ききれなかった場合は不足額給付の対象となるか。

令和７年１月１日時点で神戸市に住所がある方であれば、令和６年１月１日以降に国外から転入していた場合でも不足額給付の対象となる可能性があります。ただし、その場合は個人住民税分の 1 万円は含まれず、所得税分の３万円のみを基礎として不足額給付時所要額・給付額を算定します。

Q2-16 当初調整給付を受給した後に申告を修正し、給付額に不足がある。令和 6 年中に出国したが、不足額給付はどうなるか。

当初調整給付の対象者であっても、令和７年１月１日時点で神戸市に住所がない（非居住者・死亡者である）場合は不足額給付の対象とはなりません。

Q2-17 事務処理基準日（令和７年６月２日）を過ぎてから申告（または修正）し、所得税額が発生したが、定額減税しきれない額があった。不足額給付はもらえるか。

事務処理基準日時点で市県民税の賦課処理が完了している方が不足額給付の対象となります。

また、給付金額は事務処理基準日時点に賦課処理が完了している課税資料をもとに算定します。

したがって、事務処理基準日以降の期限後申告・修正により不足額が判明した場合、不足額給付の算定は行いません。

Q2-18　支給対象者が死亡した場合はどうしたらよいか。

不足額給付の法的性格は、民法上の贈与契約（民法第 549 条）となります。支給にあたっては、原則、支給対象者の意思表示による贈与契約の成立が必要です。

・支給案内書が届いた方

　令和７年８月 12 日（贈与契約成立日）までに亡くなった方は、支給対象外となります。ただし、亡くなられる前に、振込口座の変更、窓口等での給付を希望するなど、受給にかかる手続きを行っていた場合は、支給対象となります。

・確認書・申請書が届いた方

　確認書の返送前に亡くなった方は、支給対象外となります。なお、確認書の返送後に亡くなった場合は、当該支給対象者に支給され、相続の対象となります。

（注）印刷時期の関係で、亡くなられた方宛に書類が届いてしまう場合がありますがご了承ください。

Q2-19　給付対象者Ⅱの要件とされている「合計所得金額が 48 万円を超える」とはどのくらいの収入か。

収入の種類により、所得金額の算出方法が異なります。

収入が１種類の方は下記を参考（目安）にしてください。

・給与収入のみの方：年間の収入が 103 万円

・公的年金収入のみの方（65 歳未満の方）：年間の収入が 108 万円

・公的年金収入のみの方（65 歳以上の方）：年間の収入が 158 万円

複数の種類の収入がある方は収入ごとに所得を求め、合算した額が合計所得金額となります。

Q2-20　租税条約に基づいて給与所得には課税の免除が適用されている。会社から発行された源泉徴収票には、「源泉徴収時所得税減税控除済額 0 円、控除外額 30,000 円」と記載されていた。私は 30,000 円の不足額給付金をもらえるのか。

租税条約に基づき課税が免除されている方は、不足額給付に該当しません。

租税条約の適用により課税所得がなく、令和 6 年分所得税と令和 6 年度個人住民税所得割額ともに税額がない場合は定額減税の対象外となり、源泉徴収票に（控除外額の）記載があった場合でも、不足額給付の支給対象とはなりません。

３　申請

Q3-1　不足額給付を受けるために、申請は必要か。

【不足額給付Ⅰ】

・支給案内書が届いた方（「不足額給付金額」及び「振込金融機関の口座情報」を神戸市が把握できている方）は、原則申請不要です。
・確認書が届いた方（支給案内書対象者以外）は申請が必要です。
・給付までの詳細は、決まり次第ホームページ等でご案内します。
【不足額給付金Ⅱ】
・支給要件の確認が必要なため、原則本人からの申請が必要です。
（注）神戸市で課税資料等をもとに支給要件を満たすことが確認できた際は、ご連絡がない場合でも個別に書類をお送りします。
・必要書類などの詳細は、決まり次第ホームページ等でご案内します。

Q3-2　自分は対象者だと思うが、申請書類が届かない。どうしたらよいか。
神戸市で給付対象と把握できた方へは令和７年７月末から８月末にかけて支給案内書、確認書等を順次発送しております。ただし、神戸市で対象と把握できなかった方については、申請書類が届かない場合があります。ご自身が対象であると思われる方で、令和７年９月上旬を過ぎても申請書類が届かない場合は、神戸市給付金コールセンター（電話番号：078-771-7201）にご連絡ください。
《把握しきれない場合（例）》
・令和６年度中に神戸市に転入された等、令和６年度個人住民税が神戸市以外で課税されている

Q3-3　長期出張等により、不足額給付に関する書類の送付先を変更したいが、どうしたらよいか。
不足額給付に関する書類の送付先は、原則、納税通知書で設定されている送付先となります。送付先の変更を希望する場合、お手続きが必要です。神戸市給付金コールセンター（電話番号：078-771-7201）までご連絡ください。

４　給付

Q4-1　不足額給付の開始はいつからか。
令和７年７月末以降、対象者へ書類発送を行い、令和７年８月末以降、順次支給を予定しています。
申請手続きや具体的な支給時期等に関する最新情報は、ホームページや広報紙 KOBE で適宜お知らせしますので、ご確認ください。

Q4-2　不足額給付の金額は具体的にどのように決まるのか。
事務処理基準日（令和７年６月２日）時点に賦課処理が完了している課税資料をもとに算定します。なお、確定申告をされた方は、源泉徴収票よりも確定申告の内容が優先されます。
【不足額給付Ⅰ】
「実際の定額減税しきれない額」(※1)　－「当初調整給付金」

（※1）実際の定額減税しきれない額＝(ア)と(イ)の合算額

(ア)所得税分の定額減税しきれない額　※0 円以下の場合は 0

＝所得税分定額減税可能額(3 万円×(本人＋扶養親族数))－令和 6 年分所得税額

(イ)個人住民税分の定額減税しきれない額(※2)　※0 円以下の場合は 0

＝個人住民税分定額減税可能額(1 万円×(本人＋扶養親族数))－令和 6 年度個人住民税所得割額

（※2）個人住民税分の定額減税しきれない額に関しては、令和 6 年度住民税の税額更正・扶養更正等がない場合、金額に変更はありません。

【不足額給付Ⅱ】

最大 4 万円

（注）令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合は 3 万円

Q4-3　令和 6 年中に扶養していた親族が転出により減っている。給付額は変わるのか。

令和 6 年分の所得税の計算において減税対象となる扶養親族が 1 人減っているのであれば、令和 6 年度個人住民税における減税対象人数より 1 名分少なくなります。

（注）不足額給付時に算出した調整給付所要額が当初調整給付を下回った場合は、余剰額の返還は求めません。

Q4-4　令和 6 年中に扶養していた親族が死亡した。給付額は変わるのか。

その年中に死亡した場合は、その年の最後の日ではなく、死亡した日に扶養していたかどうかで扶養控除の有無が決まります。死亡した日の時点で扶養していたのであれば、扶養の状況は変わらず、所得税の定額減税額は、当初調整給付算定時とも変わりません。

（注）個人住民税の定額減税額は令和 5 年 12 月 31 日時点の扶養親族数に基づいて算定されます。令和 6 年中の扶養親族数の変更があったとしても、個人住民税の定額減税額には影響しません。

Q4-5　令和 6 年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた。給付額は変わるのか。

こどもが生まれた等、扶養親族の数が増えたことにより、令和 6 年に実施された「当初調整給付金」に不足があると判明した場合は、不足額給付において差額が支給されます。

（注）個人住民税の定額減税額は令和 5 年 12 月 31 日時点の扶養親族数に基づいて算定されます。令和 6 年中の扶養親族数の変更があったとしても、個人住民税の定額減税額には影響しません。

Q4-6　令和 7 年中に子どもが生まれて扶養親族が増えた。給付額は変わるのか。

給付額は変わりません。

（注）所得税の定額減税額は令和 6 年 12 月 31 日時点の扶養親族数に基づいて算定されます。

令和７年中に扶養親族数の変更があったとしても、所得税の定額減税額には影響しません。

Q4-7　令和 6 年度個人住民税に税額修正があり、令和 6 年度個人住民税所得割額が減少した。この場合、定額減税で引ききれない額が新たに生じた際に、不足額給付の支給はあるか。

修正後の令和 6 年度個人住民税額をもとに計算を行い、令和 6 年に実施された「当初調整給付金」に不足があると判明した場合は、不足額給付において差額が支給されます。
ただし、事務処理基準日（令和７年６月２日）以降の修正につきましては対応ができませんのでご了承ください。

Q4-８　確定申告書や源泉徴収票と支給案内書や確認書に記載されている内容（扶養親族数等）に相違があるのはなぜか。

確定申告書等の内容に明らかな誤りがある場合は、正しい内容に修正していることがあります。確定申告の内容については管轄の税務署に、源泉徴収票の内容についてはお勤め先にお問い合わせください。

Q4-９　令和５年分よりも令和６年分の所得税のほうが減少しているのに通知が来ないのはなぜか。

調整給付金所要額は控除しきれない額を１万円単位で切り上げて算出しています。
所得税が減少したとしても、不足額給付時調整給付所要額が変わらなければ不足額は生じません。

Q4-10　不足額給付Ⅱには扶養親族数分は反映されないのか。

不足額給付Ⅱの対象となる方は、扶養親族の人数は給付金額の算定に含まれません。

５　その他

Q5-1　所得税の定額減税については、勤め先の給与や公的年金等の源泉徴収の際に減税されると聞いていますが、定額減税で引ききれないと見込まれる場合の給付はいつ、どこからされるのか。

定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付については、個人住民税が課税される市区町村において給付額を算定の上、以下のように給付されます。

・当初調整給付

神戸市にて給付の対象となった方には令和６年７月 16 日より通知を発送し、令和 6 年９月 30 日をもって申請受付を終了しました。当初調整給付の詳細は、「令和 6 年度住民税（市県民税）の定額減税・調整給付金※募集終了（神戸市ホームページ）」をご確認ください。

・不足額給付

個人住民税が課される市区町村において、令和６年分の所得税と定額減税の実績の額が確定した後、上記の当初調整給付では不足する金額があった場合に、追加で給付されます。令和 6 年分の所得税と定額減税の実績の額が確定する必要がありますので、令和７年中に個人住民税を課税する市区町村から支給されます。神戸市では、令和７年７月末以降、対象者へ書類を発送いたしま

す。

Q5-2　源泉徴収票はどこでもらえるか。

源泉徴収票は、神戸市で発行しているものではありません。
給与所得の源泉徴収票は給与の支払者（会社）が個人に交付するものですので、お勤め先の給与事務担当者などにご確認ください。
公的年金の源泉徴収票は支払者によって発送日や紛失した際の対応が異なることがありますので、ご自身が受給されている年金の支払者にご確認ください。

Q5-3　不足額給付を受けるために確定申告は必要か。

「不足額給付のため」という理由だけで確定申告が必要になることはありません。
給与や年金の源泉徴収票に「控除済額」と「控除外額」が記載されている場合、必ずしも確定申告等を行わなくても、定額減税額の精算（もし不足額給付の対象になる方であればその処理）は行われます。
ただし、他の事情（不足額給付を除く）により確定申告が必要な場合もありますので、確定申告に関する詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。
なお、税務署で不足額給付に関する問い合わせはできません。

Q5-4　令和６年分の確定申告をした。不足額給付の対象となるかはどこを見れば分かるか。

不足額給付は、「所得税控除不足額」及び「住民税控除不足額」の合計（＝不足額給付時所要額）が、当初調整給付時所要額を上回る場合に給付されます。このため、令和６年分確定申告書の情報だけでは、不足額給付の対象となるかどうかは分かりません。
ただし、確定申告書に記載の以下の情報から「所得税控除不足額」を計算することはできます。
【所得税控除不足額】＝㊹「令和６年分特別税額控除」－㊸「再差引所得税額」
（注）確定申告の㊽～㊾「外国税額控除等」に記載がある方は異なる計算を行う場合があります。
なお、令和６年度住民税所得割額及び令和６年分所得税額（いずれも定額減税前）がともに０円の場合は、不足額給付の対象外となります。

Q5-5　勤務先に扶養控除申告書を提出する際に、扶養者を書き間違えた（書き漏らした）場合はどうすればよいか。

年末調整後などで勤務先での修正ができない場合は、確定申告を通じて正しい扶養内容を事務処理基準日（令和７年６月２日）より前に申告する必要があります。
確定申告に関する詳細は最寄りの税務署にお問い合わせください。
申告内容を修正いただいた時期によっては、不足額の算定に修正内容が反映できない場合があります。

Q5-6　不足額給付を受給した後に税額の更正や修正申告を行った場合、不足額給付額も追加で支

給されたり、返還が必要なのか。

事務処理基準日（令和７年６月２日）以降の税額変更による給付金額の修正を行う予定はありません。ただし、税額変更により不足額給付の支給要件を満たさなくなった場合は返還対象となり、給付金を返還していただく必要があります。

Q5-7 《神戸市からの転出者》当初調整給付の支給額を記載した書類を紛失した。再発行してもらえるか。

e-KOBE（神戸市スマート申請システム）の「当初調整給付金 金額確認書類の発行受付フォーム」より 注意事項をご確認のうえ、再発行の申請をしてください。

オンラインでの申請が難しい場合は、神戸市給付金コールセンター（電話番号 078-771-7201）までお問い合わせください。

Q5-8 給付金の申請状況はどのように確認できますか。

郵送やメールによる通知は行いません。

支給状況は 専用ページ（支給状況照会）から確認することができます。

当該ページでの確認が難しい場合は、神戸市給付金コールセンター（電話番号 078-771-7201）までお問い合わせください。

（注）支給状況照会ページ から確認する場合は、神戸市から送付した書類右上に印字されている「お問い合わせ番号（10 桁）」が必要です。

（注）平日、1 日 1 回午前 10 時頃に更新予定です。
申請状況を照会ページに反映するためには、数日を要する場合があります。申請後すぐの確認はできない場合がありますので、ご了承ください。

（注）e-KOBE で申請された方は手続き完了後の支給状況のみご確認いただけます。手続きの処理状況は e-KOBE「マイページ」からご確認ください。

Q5-9 振り込まれた際、通帳にはどのように記載されますか。

「コウベシフソクガクキュウフキン」と記載されます。

なお、金融機関によっては、振込名目の一部が印字されていないことがあります。

また、一定数の取引明細が未記帳の場合は、複数の取引が合算して印字されることもあるようです。